

令和 7 年 2 月 28 日

令和 7 年第 1 回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

	ページ
1 県職員向けカスタマーハラスメント対策について……………	1
2 「神奈川DX計画」の改定案について……………	3
3 本庁機関等の再編について……………	8
4 「第2期 障害者活躍推進計画（案）」について……………	11
5 法人二税の超過課税の延長について……………	12
6 令和7年度税制改正案の概要について……………	17
7 逗子市小坪2丁目県有地（元小坪団地）の処分方針について……………	19
8 茅ヶ崎ゴルフ場の次期利活用に係る事業者募集について……………	21

参考資料1 神奈川DX計画（本編）

参考資料2 神奈川DX計画（施策集）（案）

参考資料3 第2期 障害者活躍推進計画（案）

1 県職員向けカスタマーハラスメント対策について

(1) 趣旨

近年、顧客等からの著しい迷惑行為などのいわゆる「カスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という。）」が社会問題化している。本県においても、令和6年9月にとりまとめた「県職員へのカスタマーハラスメントに関するアンケート調査結果」では、約4割の部署においてカスハラ被害が判明するなど、看過できない状況となっている。

こうした状況を踏まえ、このたび、神奈川県庁としてのカスハラ対策を令和7年4月から本格的に開始していくこととしたので報告する。

(2) 定義

神奈川県庁では、カスハラを次のとおり定義する。

- ・ 県民等からの言動のうち、
- ・ 業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものであって、
- ・ 職員の就業環境が害されるもの。

(3) 対策の概要

カスハラに対する神奈川県庁としての基本的な姿勢と考え方を定め、それを対外的に周知することを目的に、「神奈川県庁カスタマーハラスメント対策基本方針」を策定する。

また、この方針に基づき、職員がカスハラに適切に対処できるよう、カスハラ対応のルールを策定するとともに、職員への支援体制を整備する。

(4) 主な対策

ア 神奈川県庁カスタマーハラスメント対策基本方針の策定

(ア) 神奈川県庁カスタマーハラスメント対策基本方針（案）

- 県では組織が一丸となり、カスタマーハラスメントに毅然と対応をする。
 - ・ 特に悪質な要求等に対しては、弁護士と連携し、さらには警察に通報するなど、法的措置も含め、厳正に対処する。
 - ・ 県に落ち度がある場合、そのことは真摯にお詫びする。ただし、それに対する要求等が限度を超える場合は、毅然と対応する。
- 今後も、安易にカスタマーハラスメントと決めつけず、県民等に真摯に対応していく。

(イ) ルール (案)

- カスハラ相手への対応は、担当者や上席任せにせず、状況に応じて複数人で対応する。
- カスハラ該当の判断は、原則、幹部職員を含めた複数人で行う。
- カスハラ該当と判断した案件は、対応記録の作成を徹底する。
- 特に悪質な場合は、法的措置も視野に、弁護士相談等を活用する。

イ カスハラ対策事業

(ア) 研修の実施 [令和7年度新規事業]

- ・ 職員が県のカスハラ対策を理解し、実践できるよう、カスハラ対策に特化した研修を新たに実施する。

(イ) カスハラ対策弁護士の活用 [令和7年度新規事業]

- ・ 特に悪質な事案などを対象に、カスハラに特化した弁護士相談体制を整備する。

(ウ) 録音装置の導入 [令和6年度事業]

- ・ 音声記録の確保等を目的に、カスハラ発生所属を対象に、通話録音装置を令和6年度末までに導入する（113部署で計360台）。

(エ) その他の取組 [令和6年度事業]

- ・ カスハラ防止を目的に、啓発ポスターを庁内に掲示する。

(5) 今後の予定

令和7年3月 カスハラ対策基本方針等を公表、順次対策を開始

2 「神奈川DX計画」の改定案について

(1) 改定の趣旨

本県では、令和6年3月に「神奈川DX計画」（以下、「計画」という。）を策定し、県民の安全安心や利便性の向上を図ることを目的とする「くらしのデジタル化」と、それを支えるため行政内部の業務全般の効率化を図ることを目的とする「行政のデジタル化」という2つの側面から、デジタル技術及びデータの利活用に積極的に取り組み、計画が掲げるビジョンである「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」を目指すこととしている。

このたび、令和7年度当初予算編成を踏まえ、新たな施策を計画の施策集に位置付けるなどの改定を行う。

(2) 改定の内容

ア くらしのデジタル化

(ア) 施策数

施策分野	新規	見直し
子ども・若者	—	2
教育	9	2
未病・健康長寿	1	8
文化・スポーツ	2	1
観光・地域活性化	—	3
経済・労働	—	5
農林水産	1	—
脱炭素・環境	—	1
生活困窮	—	1
共生社会	1	—
くらしの安心	1	1
危機管理	4	2
都市基盤	1	1
合計	20	27

(イ) 施策内容

別添「施策一覧」のとおり

イ 行政のデジタル化

(ア) 施策数

取組事項	新規	見直し
新しいデジタル技術の利活用	2	4
データ利活用	—	—
行政手続の電子化	2	2
マイナンバーカードの普及促進等	3	—
情報システムの標準化・共通化	—	—
セキュリティ対策の徹底	—	—
デジタル人材育成	—	—
市町村連携・支援	1	—
ICTインフラ整備	3	4
合計	11	10

※くらしのデジタル化に位置付ける施策を除く。

(イ) 施策内容

別添「施策一覧」のとおり

(3) 今後の予定

令和7年3月 計画を改定

令和7年6月 第2回県議会定例会に計画の施策集に位置づけた施策の点検結果を報告

<別添参考資料>

- ・参考資料1 神奈川DX計画（本編）
- ・参考資料2 神奈川DX計画（施策集）（案）

施策一覧

1 くらしのデジタル化

(1) 新規施策

施策番号	施策名
2-14	高等学校採点システム
2-15	I C T支援員配置
2-16	次期教育委員会ネットワーク再構築計画の策定
2-17	次世代ネットワーク回線の整備
2-18	共有メールボックス管理システムの構築・運用
2-19	統合型校務支援システム（特別支援学校）の構築・運用
2-20	グループウェアシステム再構築計画の策定
2-21	学校・家庭連絡システムの構築・運用
2-22	特別支援学校生徒用無線LANの整備・運用
3-18	認知症行方不明等SOSネットワーク広域依頼システム
4-6	地域クラブ活動指導者研修講座のオンライン化
4-7	かながわ地域クラブ活動指導者データベースシステム
7-7	AI 農業調査研究システム化事業
10-4	メタバースを活用した居場所づくり
11-9	回線のデジタル化に対応可能な交通管制センターの装置等の整備
12-6	私の被害想定サイトを通じた普及啓発
12-7	かながわ防災パーソナルサポートの機能強化
12-8	赤外線ドローンの活用
12-9	災害時福祉施設情報共有データベース開発
13-27	海岸台帳の電子化

(2) 成果指標や取組スケジュールを見直す施策

施策番号	施策名
1-7	予期しない妊娠等相談支援事業
1-8	プレコンセプションケア推進事業
2-7	メタバースの活用による新たな居場所の提供
2-13	授業料徴収システム
3-2	未病関係データ分析事業
3-3	ICTを活用した未病改善の推進
3-5	Tele-ICU体制整備促進事業費補助

3-6	横須賀三浦地域医療介護連携ネットワーク
3-7	オンライン診療等に活用する情報通信機器整備への補助
3-8	かながわ後方搬送支援システム
3-10	保健医療データの活用
3-11	ケアラー支援事業
4-3	e スポーツの活用
5-3	ウェブサイト・SNSを活用した神奈川の観光情報の発信等
5-5	オンライン商談会への参加
6-1	最先端技術活用ロボット普及啓発事業
6-2	中小企業ロボット産業参入促進事業
6-3	デジタル人材ニーズの掘り起こしとマッチング支援
6-7	小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助
6-12	テレワーク・ICT活用による職場環境整備支援事業
8-1	CO2排出量管理システム導入促進
9-1	ICTを活用したいのちの相談支援体制整備事業
11-8	交番等遠隔管理システム
12-1	災害情報管理システム
12-3	ICT(監視カメラ)による道路監視の高度化
13-10	AIによる下水道施設の運転操作支援

2 行政のデジタル化

(1) 新規施策

施策番号	施策名
14-12	県税問合せ用AIチャットボットの導入
14-13	生活保護業務デジタル化推進事業
16-10	自動車税申告書作成支援システムの導入
16-11	事業者向け自動車継続検査実施可否確認システムの導入
17-2	指定難病特定医療費等管理システム改修事業
17-3	小児慢性特定疾病医療費支給認定等支援システムのPMH連携改修事業
17-4	精神通院医療業務システムのPMH連携改修事業
21-4	情報システム等の共同調達・共同利用
22-34	県費負担教職員給与事務等電子化事業
22-35	小児慢性特定疾病医療費支給認定等支援システム改修
22-36	地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（仮称）の情報基盤の構築及び情報システム等導入

(2) 成果指標や取組スケジュールを見直す施策

施策番号	施策名
14-6	業務効率化ツールの導入
14-8	道路設計時における 3 次元データの活用
14-9	海岸侵食等の状況を 3 次元点群データで管理
14-10	3 次元点群データによる河川の維持管理
16-1	行政手続のオンライン化の推進
16-8	電子契約システムの運用
22-4	行政情報ネットワーク（整備工事）
22-5	庁内無線LANの整備・運用
22-14	業務用アプリ開発ツールの導入・運用
22-22	工場・事業場情報管理システムの再構築

3 本庁機関等の再編について

令和7年度に向け、次のとおり組織再編を実施する。

(1) 再編の内容

【知事部局】

ア 国際園芸博覧会推進室の設置

GREEN×EXPO 2027（国際園芸博覧会）の開催に向け、準備体制を強化するため、農業振興課内に国際園芸博覧会推進室を設置する。

現 行	再編後
【環境農政局】 農水産部 └─ └─ 農業振興課	【環境農政局】 農水産部 └─ └─ 農業振興課 └─ <u>国際園芸博覧会推進室</u>

イ かながわチャレンジオフィスの設置

障害者雇用や働き方改革をより一層推進するための体制強化に伴い、人事課内の「かながわチャレンジオフィス」を出先機関として設置する。

現 行	再編後
【総務局】 組織人材部 └─ └─ 人事課 ----- かながわ チャレンジオフィス └─ 給与事務センター	【総務局】 組織人材部 └─ └─ 人事課 〔廃止〕 └─ 給与事務センター └─ <u>かながわチャレンジオフィス</u>

【教育委員会】

ア 高校総体推進室の設置

令和9年度全国高等学校総合体育大会の南関東ブロックでの開催に向け、幹事県として準備体制を強化する必要があることから、保健体育課内に高校総体推進室を設置する。

現 行	再編後
【教育局】 指導部 └─ └─ 保健体育課	【教育局】 指導部 └─ └─ 保健体育課 └─ <u>高校総体推進室</u>

イ サポートオフィスの設置

障害者雇用の一層の推進を図るための体制強化に伴い、教育局総務室内の「サポートオフィス」を出先機関として設置する。

現 行	再編後
【教育局】 └─ 本庁 └─ 総務室 ----- サポート └─ 教育事務所 └─ 学校事務センター	【教育局】 └─ 本庁 └─ 総務室 [廃止] └─ 教育事務所 └─ 学校事務センター └─ <u>サポートオフィス</u>

【警察本部】

ア 組織犯罪分析課の名称変更

情勢の変化とともに、犯罪収益対策など、犯罪組織の情報収集や分析に限定されない多岐にわたる業務を包括していることを踏まえ、組織犯罪分析課の名称を組織犯罪対策総務課に変更する。

現 行	再編後
【刑事部】 組織犯罪対策本部 └─ 組織犯罪分析課	【刑事部】 組織犯罪対策本部 └─ 組織犯罪対策総務課 [名称変更]

(2) 再編の時期

令和7年4月1日

4 「第2期 障害者活躍推進計画（案）」について

(1) 策定の趣旨

障害者雇用促進法により、国及び地方公共団体において、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することとされており、現行の計画期間が満了するため、第2期計画を策定する。

(2) これまでの経過

令和6年12月9日 総務政策常任委員会へ素案を報告
12月20日 素案に対する県民意見募集
(令和7年1月20日まで)

(3) 県民意見募集

ア 実施期間

令和6年12月20日から令和7年1月20日まで

イ 実施方法

県機関での配架、県ホームページ、県のたよりへの掲載

ウ 実施結果

(ア) 意見の総数 2件

(イ) 意見の内容

- ・ 雇用率が直近の数値のみ掲載されているが、雇用率の推移と、有効だった手立てを検証して公表することが必要ではないか。
(計画案に反映した意見)
- ・ 障害者が実際にどのように働いて、どのような活躍をしているのか、計画からは読み取れない。
(計画案に記載はないが既に取り組んでいる施策等に関する意見)

(4) 素案からの変更点

- ・ 県民意見募集における意見を踏まえ、過去5年間の実雇用率の推移を参考に掲載した。(参考資料4ページ)
- ・ 障害のある職員を対象とした経年アンケートの結果を追加した。
(参考資料6ページから9ページまで)
- ・ 障害理解の促進に関する取組として、「障害当事者の経験談等を聞く機会」を追記した。(参考資料13ページ)

(5) 今後の予定

令和7年3月 「第2期 障害者活躍推進計画」の策定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料3 第2期 障害者活躍推進計画（案）

5 法人二税の超過課税の延長について

法人県民税・事業税の超過課税は、これまで、県政における重要施策の推進に大きな役割を果たしてきたところであり、令和2年11月から実施している現行の超過課税による税収は、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策」、「災害に強い県土づくり」及び「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」を推進するための財源として活用している。

この超過課税は本年10月に適用期限を迎えるが、取り組むべき行政課題や本県の財政状況を踏まえ、超過課税を延長することとし、今後、法人の皆様の理解と協力が得られるよう調整を進めていく。

(1) 現行期間の主な活用実績

ア 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業が、既存事業から新たなビジネスモデルに転換するための費用への支援などを実施

イ 災害に強い県土づくり

- ・ 河川の氾濫の危険性を軽減させるため、相模川の堆積土砂の撤去や引地川の護岸整備などを実施
- ・ 地震対策として、県道42号座架依橋（座間市－厚木市）等の橋りょう耐震対策を行うとともに、県道の電線地中化を実施
- ・ 台風等による風水害対策として、国道134号沿いの擁壁工事を実施
- ・ 災害時に重要な役割を果たす県有施設等の耐震改修として、座間高校や旭警察署等の耐震補強を実施

ウ 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

- ・ 県内経済を活性化させるための基盤整備として、新秦野インターチェンジへの接続道路や横浜湘南道路等の整備を実施
- ※幹線道路の整備箇所は別紙「幹線道路の整備」位置図を参照

(2) 超過課税延長の基本的な考え方

ア 本県の状況

(ア) 取り組むべき行政課題

a 経済対策

- ・ 長引く物価高騰や深刻な人手不足など、コロナ禍後も

様々な課題に直面している県内経済の持続的な発展に向けた対策を強力に推し進めていく必要がある。

b 災害に強い県土づくり

- ・ これまで、「地震防災戦略」や「水防災戦略」に基づき、「災害に強い県土づくり」を推進してきた。
- ・ 令和6年度末に期限を迎える現行の「地震防災戦略」については、令和6年1月に発生した能登半島地震で、地域の孤立などの多くの課題が顕在化したことから、本県に共通する課題の検証も行い、新たな地震防災戦略に、これらの課題への対応を盛り込む予定である。
- ・ また、同年8月に発生した台風10号では、台風から離れた本県でも記録的な豪雨に見舞われるなど、近年、全国各地で深刻な風水害が頻発化しており、令和7年度は、こうした風水害への対応を検討し、「水防災戦略」を改定する予定である。
- ・ 今後も、新たな「地震防災戦略」に基づく大規模地震対策や「水防災戦略」に基づく大規模水害対策など、「災害に強い県土づくり」に、継続して取り組む必要がある。

c 幹線道路の整備

- ・ 「幹線道路の整備」は、県内経済を持続的に発展させるとともに、災害時に代替路となり、物資の輸送や経済活動の早期再開に大きな役割を果たすことから、県土構造の骨格となる自動車専用道路や地域の交流と連携を支える幹線道路の整備に継続して取り組む必要がある。

(イ) 本県の財政状況

- ・ 「中長期の財政見通し（令和6年2月）」では、本県の財政状況は、介護・医療・児童関係費の増加等によって、令和8年度から12年度までの5か年で3,100億円の財源不足が見込まれるため、超過課税が終了すると、これまで加速して対応してきた事業が減速しかねない。

イ 超過課税の必要性和延長後の活用目的（案）

(7) 検討の方向性

- ・ 超過課税を延長し、「経済対策の推進」、「災害に強い県土づくりの推進」、「幹線道路の整備」に活用することで、引き続き取組を加速させていく。

現在の活用目的	延長後の活用目的（案）
○新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進 ○災害に強い県土づくりの推進 ○県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	○経済対策の推進 ○災害に強い県土づくりの推進 ○県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

(イ) 延長後の主な活用事業

a 経済対策の推進

- ・ 生産性向上への支援や、働きやすい環境整備等による労働力確保に向けた支援など、県内経済の基盤強化

b 災害に強い県土づくりの推進

(a) 台風・豪雨・火山などの自然災害対策

- ・ 「水防災戦略」に基づく河川の整備等の大規模水害対策
- ・ 治山施設・林道施設の整備・強靱化

(b) 地震・津波対策の一層の強化

- ・ 「地震防災戦略」に基づく減災対策
- ・ 電線の地中化 など

(c) 災害に備えた社会基盤施設の整備

- ・ トンネル、橋などの安全性向上

(d) 災害時に重要な役割を果たす県有施設等の耐震化

- ・ 災害時の避難所等の拠点として重要な役割を果たす県有施設、警察署、県立高校等

c 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

- ・ 自動車専用道路やインターチェンジ接続道路、地域の交流と連携を支える幹線道路の整備

※幹線道路の整備箇所は別紙「幹線道路の整備」位置図を参照

(ウ) 税制措置

a 税率等の考え方

- ・ 原則として、県内すべての法人を超過税率の対象とする。ただし、中小法人への配慮として、資本金や所得金額が一定規模以下の法人には超過税率を適用しない。
- ・ 超過税率及び適用対象は現行制度を維持する方向で検討する。

b 適用期間

- 令和7年11月1日から令和12年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用する。(5年間)

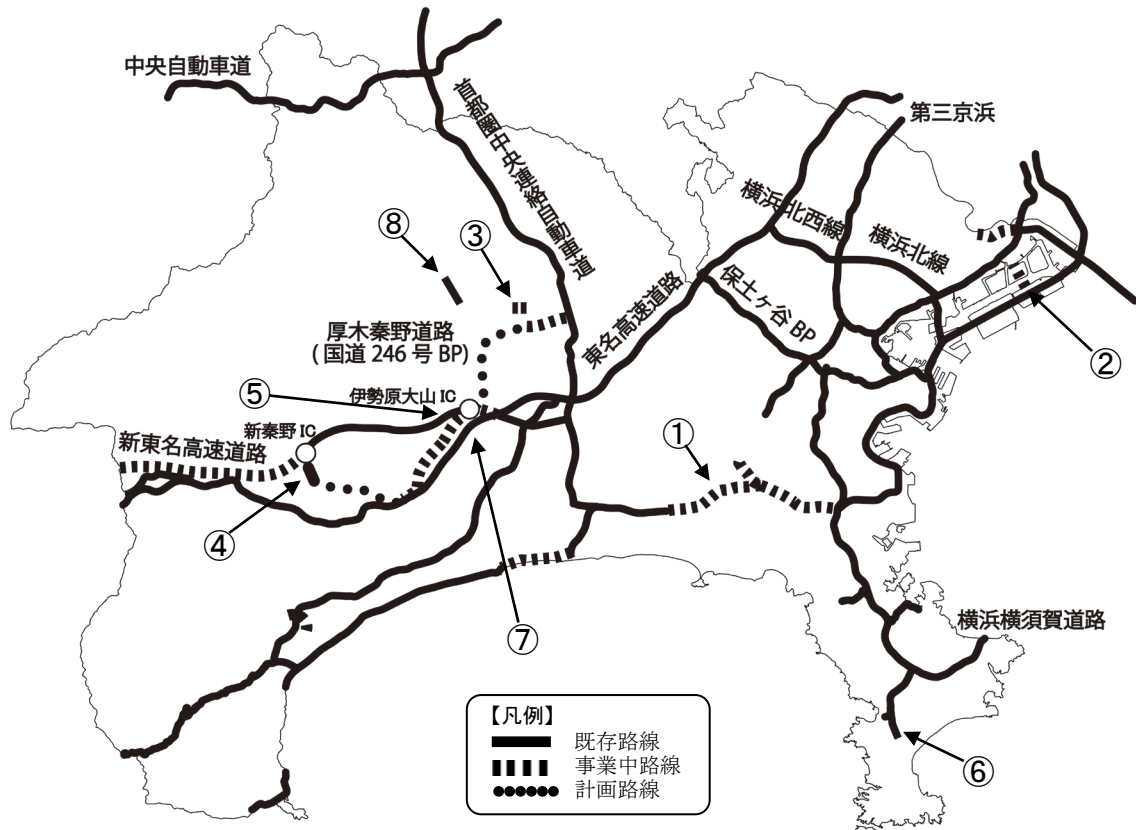
[現行制度]

区 分	税 率	適用対象外の法人
法 人 県民税	1.8% (標準税率は1%)	資本金の額又は出資金の額が 2億円以下かつ 法人税額が年4,000万円以下
法 人 事業税	特別法人事業税(国税)と合わせた 実質的な税負担が、標準税率の5% 増しとなるよう設定	資本金の額又は出資金の額が 2億円以下かつ 所得金額が年1億5,000万円以下 (収入金額を課税標準とする法人に あつては収入金額が年12億円以下)

(3) 今後のスケジュール

- 令和7年5月～6月 県内の経済団体・法人の意見を伺い、素案
を取りまとめ、第2回県議会定例会へ報告
- 7月～8月 意見の結果及び素案を県内の経済団体・法
人に説明
- 9月 第3回県議会定例会に、神奈川県県税条例
の改正を提案

「幹線道路の整備」位置図



※○数字は、位置図内の整備箇所を表す。

【主な整備路線（令和 8 年度以降に開通予定）】

- ・ 横浜湘南道路・高速横浜環状南線（①）
- ・ 東扇島水江町線（②）
- ・ 県道 42 号（藤沢座間厚木）（③） など

【これまでに開通した主な路線】

- ・ 国道 246 号〔新秦野インターチェンジへの接続道路〕（④）
- ・ 県道 611 号（大山板戸）〔大山バイパス〕（⑤）
- ・ 県道 26 号（横須賀三崎）〔三浦縦貫道路Ⅱ期〕（⑥）
- ・ 県道 603 号（上粕屋厚木）（⑦）
- ・ 県道 64 号（伊勢原津久井）〔古在家バイパスⅠ期〕（⑧）
など

6 令和7年度税制改正案の概要について

令和7年度税制改正については、本年2月に地方税法の一部改正案が閣議決定され、第217回国会に提出された。令和7年度税制改正のうち、地方税関係の概要は次のとおりである。

(1) いわゆる「年収の壁」引上げ関係

物価上昇局面における税負担の調整や働き控えへの対応として、個人住民税について、次の措置を講じる。(令和8年度分から適用)

ア 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額を、55万円から65万円に引き上げる。

イ 大学生年代（19歳～22歳）の子に係る特別控除の創設

大学生年代の子に係る控除（特定扶養控除）に関して、所得要件を48万円から58万円に引き上げるとともに、58万円を超えた場合でも親が受けられる控除の額を段階的に逡減する特定親族特別控除（仮称）を創設する。

	大学生年代の子の所得要件	控 除 額	
		改正前	改正後
特定扶養控除	48万円以下 48万円超 58万円以下	45万円 —	45万円
特定親族特別控除 (仮称)	58万円超 95万円以下 95万円超100万円以下 100万円超105万円以下 105万円超110万円以下 110万円超115万円以下 115万円超120万円以下 120万円超123万円以下	—	45万円 41万円 31万円 21万円 11万円 6万円 3万円

ウ 扶養親族等に係る所得要件の引上げ

扶養控除及び配偶者控除に関して、控除対象となる扶養親族及び同一生計配偶者の所得要件を、48万円から58万円に引き上げる。

(2) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長

国の認定事業に寄附を行った場合の法人住民税・事業税の軽減措置について、寄附活用事業に係るチェック機能を強化するなど必要な見直しを行った上で、適用期限を令和9年度まで、3年延長する。

(3) 地方税法が改正された場合の本県の対応案

令和7年度税制改正に伴う地方税法の一部改正案は、現在開会中の第217回国会で審議中であるが、法案の成立時期によっては、本年4月1日から施行する必要がある神奈川県県税条例の改正について、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分させていただく可能性がある。

7 逗子市小坪2丁目県有地（元小坪団地）の処分方針について

逗子市との間で譲渡に向けて調整を進めてきた元小坪団地について、処分方針を報告する。

(1) 概要

ア 諸元

所在地 逗子市小坪2丁目 1042-1

敷地面積 23,646.00 m²

用途地域 第一種住居地域／第一種低層住居専用地域

イ 沿革・経緯

昭和59年 市から県営住宅建設の要望を受け、土地を取得

平成12年 周辺住民の反対を受け、県営住宅建設を断念

平成13年～ 市から県有地の処分にあたり地元への配慮を求める要望

令和5年3月 民間へ売却する方針を市へ伝達

8月 市が活用に向けた検討を表明

11月 市が公園として整備する方針案を決定

(2) 処分方針

一時避難場所など災害時に柔軟に対応できる都市公園用地として、市に有償譲渡する。

ア 譲渡価格の考え方

県が実施した不動産鑑定の評価額から50%減額した額

イ 減額の理由

当該地は、崖地、斜面地、危険木等を含むことから、市が都市公園として活用するためには、相当な安全対策費用を要するため。

ウ 譲渡価格 118,344,600円

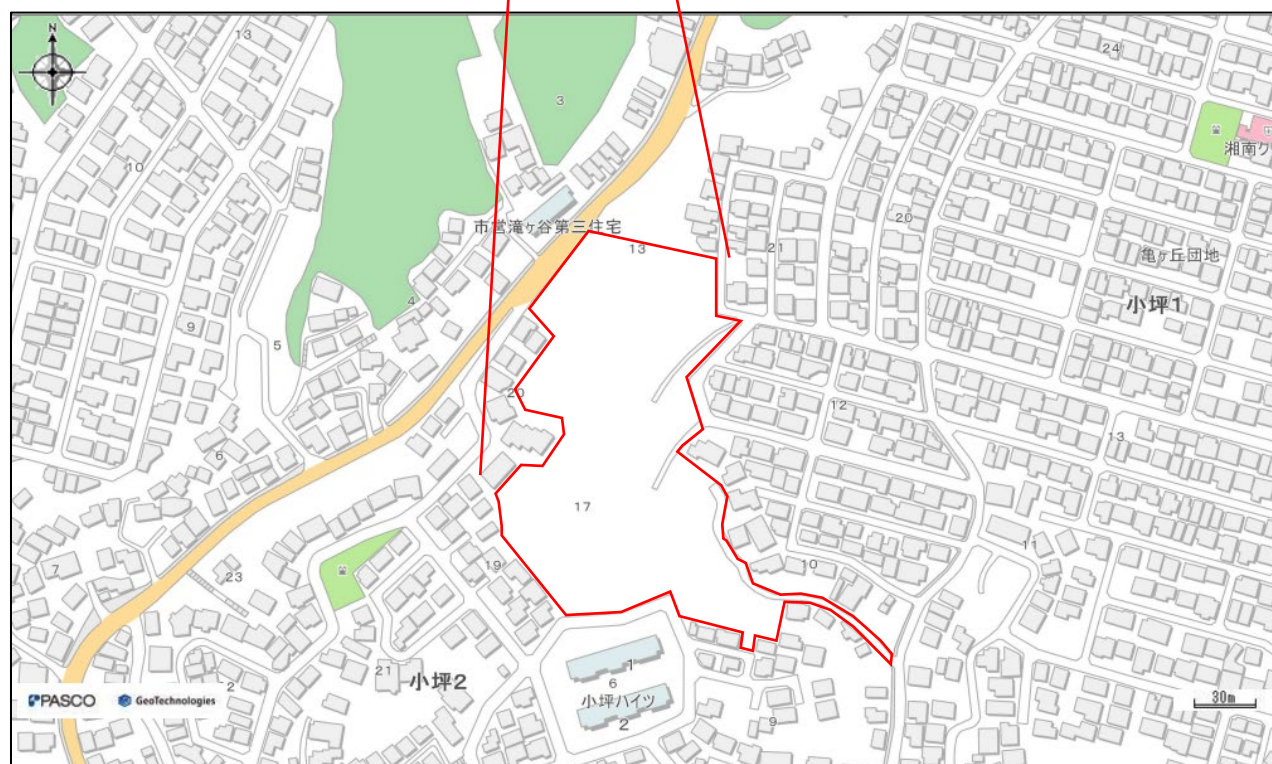
(3) 今後の予定

令和7年4月 売買仮契約締結（県・市）

6月 取得議案（市）及び処分議案（県）提出

7月 議決後、本契約締結

8月以降 代金支払い及び所有権移転

[illegible]

8 茅ヶ崎ゴルフ場の次期利活用に係る事業者募集について

茅ヶ崎ゴルフ場の次期利活用については、広域避難場所の確保等のためゴルフ場の存続を希望する茅ヶ崎市の意向を受け、30年の長期にわたりゴルフ場としての利用を継続していく方向で隣接地権者である茅ヶ崎協同株式会社及び市と調整を進めてきた。

調整結果を踏まえた次期利活用に係る事業者募集について報告する。

(1) 茅ヶ崎ゴルフ場の概要

ア 諸元

所在地 茅ヶ崎市菱沼海岸 6991-16 外

敷地面積 198,786 m²

(内訳) 県 119,773 m²、茅ヶ崎協同(株) 75,100 m²、
市 3,913 m²

用途地域 第一種低層住居専用地域（建ぺい率 50%、容積率 100%）

イ 沿革・経緯

昭和32年 市が県から土地を借りて市営ゴルフ場開設

昭和42年 市がゴルフ場の運営から撤退、民間事業者へ土地の貸付

平成26年 民間事業者が撤退意向を表明

次期利活用事業者が決定するまで暫定貸付け（～R3.3）

平成28年 1回目公募(選定事業者が辞退)

令和元年 2回目公募(コロナ禍により契約締結に至らず)

令和2年 市がゴルフ場継続の要望書提出

令和3年 令和8年3月まで5年間ゴルフ場として暫定貸付

令和6年 県・市・茅ヶ崎協同(株)3者で申合せを締結

【主な申合せ事項】

- 広域避難場所の維持、市街地のみどりの保全及びまちの魅力づくりに向け、県及び茅ヶ崎協同(株)が一定の収益を確保したうえで、持続的な運営が可能なゴルフ場として利活用することを前提とした調整を進める。
- 相互連携のもと、ゴルフ場の持続的な運営につながる土地利用の誘導の調整を行う。
- 調整にあたっては、周辺住環境との調和に十分留意するとともに、県及び茅ヶ崎協同(株)が一定の収益を確保したうえでゴルフ場の持続的な運営が可能なものとなるよう配慮する。

(2) 利活用方針

ア 基本的な考え方

- 広域避難場所の維持、市街地のみどりの保全及びまちの魅力づくりに向け、県及び茅ヶ崎協同株が一定の収益を確保したうえで、持続的な運営が可能なゴルフ場として利活用する。
- 利活用にあたっては、市が市民との意見交換等をもとに策定した「茅ヶ崎ゴルフ場区域の利活用に関する考え方」（別紙）及び同考え方に基づき市が定める地区計画を踏まえた内容とする。

イ 事業方式

民間事業者から公募型プロポーザル方式による事業提案を受けて、事業用定期借地権を設定（30 年）する貸付けを行う。

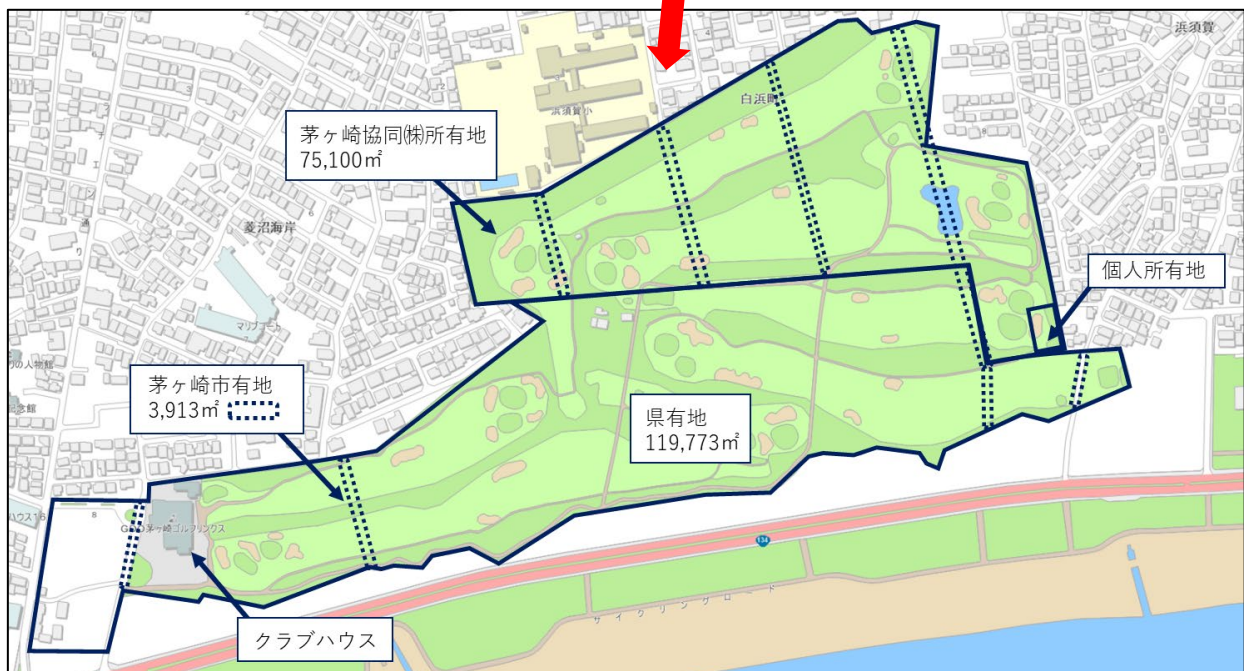
(3) 審査方法

事業者選定評価委員会の意見を参考に、事業提案や事業遂行能力等を総合的に評価し、最も評価の高い事業者を優先交渉権者として選定する。

(4) 今後の予定

令和 7 年 2 ～ 3 月	県・市・茅ヶ崎協同株の 3 者で事業実施に係る覚書を締結
4 月以降	事業者の募集開始
8 月以降	事業提案及び事業遂行能力等の審査 優先交渉権者の選定、契約の締結
令和 8 年 4 月	次期利活用開始

位置図



「茅ヶ崎ゴルフ場区域の利活用に関する考え方」（抜粋）
（令和7年1月 茅ヶ崎市策定）

1 民間によるゴルフ場の存続を基本

- 民間によるゴルフ場が存続することで、広域避難場所や市街地のみどりが維持されることに加え、民間活力によりまちの更なる魅力づくりにつなげることができる。

2 利活用により期待できる効果

土地利用 ／ 自然環境保全・緑地整備 ／ 住環境整備 ／
交通体系整備 ／ 都市景観形成 ／ 都市防災

3 民間ゴルフ場の存続を基本とする利活用のコンセプト

- 市街地にある広大な空間として、広域避難場所等の防災・減災機能を確保するとともに、みどりや生きものの生息・生育環境を保全する。
- 地域の雰囲気と調和したゆとりある空間の中で、健康増進や未病改善にもつながる人々の活動、交流を創出する。

4 ゾーニング

- ゴルフコース継承ゾーン（東側）
 - ・ 防災・減災や緑地・生物多様性保全の機能などを今後も継承することが市にとって重要であることから、ゴルフ場のコース部分（東側）については、「ゴルフコース継承ゾーン」として、その機能の維持を図る。
- 居場所・交流ゾーン（西側）
 - ・ ゴルフ場利用者が利用する建築物を集約するとともに、多面的なポテンシャルを生かし、人々がつどい、交流する「居場所・交流ゾーン」として地域住民、来街者の両者にとって魅力的な場所となる都市機能の誘導を図る。

<活用テーマ>

「茅ヶ崎の自然、スローライフの中で、人と人の交流を育む場所」

<活用方針>

- ・ 地域住民と来街者に共通した魅力づくり
- ・ 周辺住環境との調和とゆったりとした空間づくり
- ・ 安心して過ごせる環境づくり
- ・ 地域資源である海岸などと連動した魅力づくり
- ・ ゴルフコースとの一体活用による持続可能な民間事業の促進

5 居場所・交流ゾーン（西側）における建築物の用途・土地や建築物等の規制

現在の第一種低層住居専用地域における規定をもとに主に次の事項について、新たな規制を設ける。

○ 建築物の用途

- ・ 建築不可→建築可能
ゴルフ場のクラブハウス、店舗、飲食店、オフィス・コワーキングスペース、宿泊施設
- ・ 建築可能→建築不可
住宅、共同住宅、老人ホーム、福祉ホーム 等

○ 土地や建築物等の規制

- ・ 西側市道の歩行空間の充実（歩行空間の幅員 2 m程度）
- ・ 建築物の外壁の後退（2 m程度等）
- ・ 緑化率（15%→20%程度以上）
- ・ 敷地面積の最低限度（100 m²→2,000 m²以上）
- ・ 集客が見込まれる建築物用途（店舗、飲食店、オフィス・コワーキングスペース、宿泊施設）に係る建築物の床面積の限度（500～600 m²程度）

6 その他

○ 主な配慮事項

広域避難場所の指定、防災行政用無線の設置（維持）／確認されている指標種と生物多様性への配慮 ／既存樹木を生かした景観の形成 ／ えぼし岩の眺望の維持 ／建築物などの津波一時退避場所としての活用 ／ 市道 1084 号線から広域避難場所（ゴルフコース）への避難ルートの確保 ／ 深夜営業の抑制 ／ 既設公共下水道の機能の維持 ／コミュニティバスのバス停の維持